

■法 18 条条例が規定する区域と期間

法 18 条

都道府県（第 68 条第 1 項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあつては、当該保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができる。

	住居系区域	それ以外の区域	特定の施設の周辺区域
北海道	住居専用地域、これに準ずる地域【祝日、土日、12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日以外は禁止】	1. 生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する別荘地【生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する期間】 2. 生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する道路事情が良好でない集落【生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めて知事が指定する期間】	生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて知事が指定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校（小学部又は中学部を設置しているものに限る。）又はこれらに準ずるものの敷地の出入口の周辺 100m【祝日、土日その他の授業を行わない日以外の期間は禁止】
岩手県	住居専用地域【日曜日、土曜日及び祝日		1. 学校の敷地の周囲 100m 以内【日曜日、土

	を除く日は禁止】×【家主非居住型は禁止】		曜日、祝日及び夏休み等の長期休業期間を除く日は禁止】×【家主非居住型は禁止】 2. 児童福祉施設の敷地の周囲 100m以内【休業日を除く日は禁止】×【家主非居住型は禁止】
福島県		市町村からの意見を踏まえ対応 1. 静穏な環境を求める住民が多く滞在する別荘地【別荘地の繁忙期】 2. 道路事業が良好でない山間部等の集落【例年道路渋滞が発生する時期】 3. その他、住宅宿泊事業の営業により、周辺的生活環境が悪化するおそれがある地域	旅館業法3条3項各号施設の敷地から半径100m以内（ただし、市町村から「周辺的生活環境の悪化のおそれがない」との意見があった区域を除く）【平日（長期休暇期間中の平日を除く（ただし、住宅宿泊事業届出時に、当該学校等の施設設置者（市町村教育委員会等）からの「清純な施設環境を害するおそれがない」旨の意見書添付があった場合を除く）】
京都府	住居専用地域【観光客が集中し、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象により生活環境の悪化が予想される期間】		学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）、保育所及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 100m以内の区域【授業実施期間（4月7日から7月20日まで、8月31日から12月20日まで及び1月7日から3月20日まで）のうち、休前日以外の期間は禁止】
兵庫県	住居専用地域【全日禁止】	1. 国立公園、国定公園及び県立自然公園【夏期（7月及び8月）、冬期（11月～3月）、金曜日、土曜日、日曜日、	小・中・高等学校・幼稚園ならびに認定こども園、保育所等児童福祉施設及び図書館等社会教育施設などの周辺おおむね 100m以内【全日禁

		<p>祝日及び祝日の全日は禁止】</p> <p>2. 景観形成地区及び広域景観形成地位【夏期（7月及び8月）、冬期（11月～3月）、金曜日、土曜日、日曜日、祝日及び祝日の全日は禁止】</p> <p>3. 国民保養温泉地域【夏期（7月及び8月）、冬期（11月～3月）、金曜日、土曜日、日曜日、祝日及び祝日の全日は禁止】</p> <p>4. その他、地域の事情に応じ、知事が定める区域【地域の実情に応じ、知事が定める期間】</p>	<p>止（ただし、教育委員会等上記施設の設置者などの同意がある場合は、期間を定めて届出を行うことができる）】</p>
中央区	区内全域【月曜日正午から土曜日正午まで禁止】		
千代田区		<p>文教地区等(地区計画でホテル営業等を禁止している地区を含む)で指定されている区域【家主居住型・管理者常駐型＝日曜日正午から金曜日正午は禁止、管理者駆けつけ型＝全日禁止】</p> <p>人口が密集している区域(神田・麹町地区)【家主居住型・管理者常駐型＝制限なし、管理者駆けつけ型＝日曜日</p>	<p>幼稚園、小学校、中学校等の周辺地域【家主居住型・管理者常駐型＝日曜日正午から金曜日正午は禁止、管理者駆けつけ型＝全日禁止】</p>

		正午から金曜日正午は禁止】	
新宿区	住居専用地域【月曜日から木曜日まで禁止】		
目黒区	区内全域【日曜日正午から金曜日正午までの週5日間は禁止】		
練馬区	住居専用地域【月曜日正午から金曜日正午まで禁止（ただし、祝日の前日正午から祝日の翌日正午までは可能）】		
大田区	ホテル・旅館の建築が可能な地域でのみ可能	ホテル・旅館の建築が可能な地域でのみ可能	
世田谷区	住居専用地域【月曜日の正午から土曜日の正午まで禁止（土曜日の正午から月曜日の正午、祝日の正午からその翌日の正午は可能）】		
文京区	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域【月曜日から木曜日は禁止】	準工業地域【月曜日から木曜日は禁止】 第1種文教地区、第2種文教地区【月曜日から木曜日は禁止】	
中野区	第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域【月曜日の正午から金曜日の正午（祝日の正午から翌日の正午までを除く）は禁止】		

横浜市	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域【月曜日から木曜日（祝日等を除く）は禁止】		
京都市	住居専用地域【3月から12月は禁止（家主居住型および京町家を除く）】		